

保護者 各位

習志野市こども部こども保育課

【令和9年度】

幼稚園・認定こども園ご入園にあたっての給付認定に関する書類提出等について

平素より、習志野市保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、幼稚園・認定こども園(短時間児)へのご入園にあたり、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、給付認定を受けていただく必要があります。対象者や提出書類等の詳細は次のとおりとなりますので、ご確認いただき、お通いになる幼稚園・認定こども園へ必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

ご提出いただいた書類を確認し、給付認定を行った場合は、給付認定通知書等を送付します。

【ご注意ください】

この案内は、幼稚園・認定こども園(短時間児)を利用する方を対象とした、1号認定および新2・3号認定のご案内です。新2・3号認定は、幼稚園・認定こども園(短時間児)の預かり保育等の無償化に係る認定であり、認可保育所等の利用に係る2号・3号認定とは異なります。認可保育所等への入所を希望される方や、認定こども園(長時間児)を利用するための2号・3号認定を希望される方は、申込方法や提出書類が異なりますので、こども保育課までお問い合わせください。

1. 対象者等

(1) 1号認定	
対象者	幼稚園・認定こども園(短時間児)を利用する方
留意点等	1号認定の申請には、2ページの「保育を必要とする事由」に該当する必要はありません。 1号認定のみの場合でも、預かり保育を利用することは可能ですが、預かり保育等の利用料は無償化の対象とならず、費用がかかります。
(2) 1号認定 + 新2・3号認定	
対象者	幼稚園・認定こども園(短時間児)を利用する方のうち、預かり保育等を利用する(予定を含む)方で、2ページの「保育を必要とする事由」に該当する方
留意点等	新2・3号認定を申請する場合は、 <u>保護者全員</u> が2ページの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。
(3) 1号認定 兼 新2・3号認定	
対象者	上記(2)に該当する方のうち、認可保育所等の入所申込みをしている(したことがある)方で、習志野市から交付された支給認定証(2号・3号認定)の認定期間が、幼稚園・認定こども園(短時間児)の入園日以降も継続している方
留意点等	認可保育所等の入所申込みをしている(したことがある)方で、習志野市から交付された支給認定証(2号・3号認定)の認定期間が、入園日以降も継続している場合(父母の保育の必要性事由に変更がある方を除く)はこちらで申請してください。 ※認定期間等を確認するため、 <u>事前にこども保育課へお問い合わせください。</u>

<認定区分>

- 1号認定: 満3歳以上のお子様を対象。幼稚園等で教育を受けるための認定
- 新2号認定: 1号認定のお子様のうち、3歳児クラス(年少)以上で、保護者の就労などにより「保育を必要とする事由」がある場合に受けられる認定
- 新3号認定: 1号認定のお子様のうち、満3歳になった後、最初の3月31日までで、「保育を必要とする事由」があり、さらに住民税非課税世帯の要件を満たす場合に受けられる認定

保育を必要とする事由(給付認定を受けるための要件)		
	事由	条件等
①	就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。
②	出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定日の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日目 目が属する月の末日までが対象となります。)
③	疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④	親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしている ために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。
⑤	被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥	求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定開始後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)
⑦	就学(※)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(月64時間 以上を満たしていることが条件になります。)
⑧	育児休業(継続入所)	下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可保育施設等に通っている こと。

※学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていること

2. 提出書類等

(1) 1号認定のみを申請される方(◆が付いている書類は、原則、習志野市こども保育課の指定様式)

必要な書類			
共通	1	◆教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)	
	2	◆提出書類確認票	
	3	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)	
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)
			②個人番号の通知カード
			③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(5ページ参照)			
その他状況によって必要な書類			
保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうちいずれか一つ	
ひとり親家庭の場合		戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し または 離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)	
生活保護を受給している場合		生活保護受給証明書	
住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告後にご用意ください。		【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和8年度市区町村民税(非)課税証明書 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和9年度市区町村民税(非)課税証明書	
国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。		勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等 【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間の収入の証明 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間の収入の証明	

(2) 1号認定+新2・3号認定を申請される方(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)

必要な書類					
共通	1	◆教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)			
	2	◆施設等利用給付認定・変更申請書(2号・3号認定用)			
	3	◆提出書類確認票			
	4	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)			
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)		
②個人番号の通知カード					
③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書					
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(5ページ参照)					
父母ともに、いずれか一つ以上	5	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者全員分)			
		①	就労	会社勤め(被雇用者)	就労証明書(国が定める標準的な様式)
				育児休業取得中 (入所後翌月10日までに復職)	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆育児休業後復職誓約書
				自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等
				内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 契約書の写し
				採用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)
		②	出産前後		出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し
		③	疾病 または 障がい		◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し
		④	親族の介護・看護		1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し 2. ◆介護・看護状況調査票
		⑤	被災家庭		罹災証明書 等
		⑥	求職活動中		書類の提出は必要ありません。
		⑦	就 学		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2. カリキュラムの写し
		⑧	育児休業継続		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆保育施設等利用証明書 3. ◆育児休業に伴う継続利用申込書
	その他状況によって必要となる書類				
保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち いずれか一つ			
ひとり親家庭の場合		戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し または 離婚受理証明書(後日、戸籍 謄本の提出が必要)			
生活保護を受給している場合		生活保護受給証明書			
住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告後にご用意ください。		【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和8年度市区町村民税(非)課税証明書 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和9年度市区町村民税(非)課税証明書			
国内に住民票がない期間があったことから 税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。		勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等 【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間の収入の証明 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間の収入の証明			

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳(手帳1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、
介護保険被保険者証(要介護1～5)

(3) 1号認定 兼 新2・3号認定を申請される方

(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)

必要な書類					
共通	1	◆教育・保育給付認定変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)			
	2	◆提出書類確認票			
	3	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)			
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)		
			②個人番号の通知カード		
③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書					
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(5ページ参照)					
父母ともに、いずれか一つ以上	4	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者全員分)			
		①	就労	会社勤め(被雇用者)	就労証明書(国が定める標準的な様式)
				育児休業取得中 (入所後翌月 10 日までに復職)	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆育児休業後復職誓約書
				自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等
				内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 契約書の写し
				採用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)
		②	出産前後		出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し
		③	疾病 または 障がい		◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し
		④	親族の介護・看護		1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等(※)の写し 2. ◆介護・看護状況調査票
		⑤	被災家庭		罹災証明書 等
		⑥	求職活動中		書類の提出は必要ありません。
		⑦	就 学		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2. カリキュラムの写し
		⑧	育児休業継続		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆保育施設等利用証明書 3. ◆育児休業に伴う継続利用申込書
	その他状況によって必要となる書類				
保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち いずれか一つ			
ひとり親家庭の場合		戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し または 離婚受理証明書(後日、戸籍謄 本の提出が必要)			
生活保護を受給している場合		生活保護受給証明書			
住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情 がある方で税額の確認ができない方 ※税申告後にご用意ください。		【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和8年度市区町村民税(非)課税証明書 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和9年度市区町村民税(非)課税証明書			
国内に住民票がない期間があったことから 税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。		勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等 【令和9年4月1日～令和9年8月31日の入園】 ・令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間の収入の証明 【令和9年9月1日～令和10年3月31日の入園】 ・令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間の収入の証明			

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳(手帳1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、
介護保険被保険者証(要介護1～5)

<(2)又は(3)の申請をされる方の注意点>

- 提出書類のうち、各種申請書については児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部ご用意ください。(各種申請書については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピーで代用可能です。)

- 各種給付認定・変更申請書及び就労証明書等については、市ホームページからダウンロードできます。

<申請書 DL ページ>



- 「児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」は、直近6か月以内に取得した証明書を以前にこども保育課に提出しており、その後内容に変更がなければ省略できることがあります。詳細は、お問い合わせください。
- 勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の就労証明書をご提出ください。
- ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- 各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。
- 書類提出後、状況に変更があった場合は、早急に変更後の書類を提出してください。

(4) 個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類提出書類について

- 顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。
- マイナンバー確認書類等は、A4サイズの用紙に両面コピーをした上で、ご提出ください。
- 顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類をご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
☐ 通知カード ※1 (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合のみ。【B】本人確認書類が必要) ☐ 個人番号が記載された住民票等 (【B】本人確認書類が必要)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの	☐ 各種健康保険の資格確認書 ☐ 年金手帳 ※2 ☐ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ その他官公署からの発行書類で氏名および生年月日または住所の記載があるもの

●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。

【※1】 個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。

【※2】 年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号通知書は、本人確認書類として使用することができません。

(5)提出期限・提出先

① 令和9年4月に入園希望の方

ア. 提出日：原則、入園願の提出日

イ. 提出先：入園予定の施設

② 令和9年度の年度途中に入園希望の方

ア. 提出期限：原則、入園日の1週間前まで

イ. 提出先：入園予定の施設(こども保育課への郵送または持参も可)

<提出の際の共通の注意点>

- 施設へご提出される場合、ご自身で封筒をご用意ください。そのうえで、封筒の表面に「提出用記入票」(園に用意有)を貼り付け、必要事項を記入し、必ず封を締めてご提出ください。
- 提出書類に不足や不備があった場合は、お通いになる施設を通じて保護者の方にご連絡いたします。(こども保育課から直接連絡差し上げる場合もございます。)不足となっていた書類の準備が整いましたら、お通いになる施設へ改めてご提出ください。
なお、長期休暇(夏休み等)で登園されていない場合は、お通いになる施設ではなく、習志野市こども保育課へ直接ご提出ください。(郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。)
また、その際は封筒に施設名等は記入しなくて構いません。
- 入園日以降に申請があった場合は、認定開始日が入園日ではなく、原則、申請日(不足書類がある場合は書類が揃った日)以降となりますのでご注意ください。

<令和9年4月に入園希望の場合の注意点>

- 原則として、入園願の提出日と同日付けでのご提出をお願いいたします。
- 利用開始希望日(認定希望日)は、必ず入園予定の施設へ確認してください。
- 書類の準備が間に合わない等の理由により、入園願の提出日と同日付けでの提出が間に合わない場合は、書類一式が揃い次第、下記提出期限までにご提出ください。
 - ・提出期限：令和8年12月18日(金)
 - ・提出先：習志野市こども保育課(郵送または窓口への持参)
 - ※郵送の場合には、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

<お問い合わせ先>

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市こども部こども保育課 入所・入園係
電話番号:047-453-5511(直通)